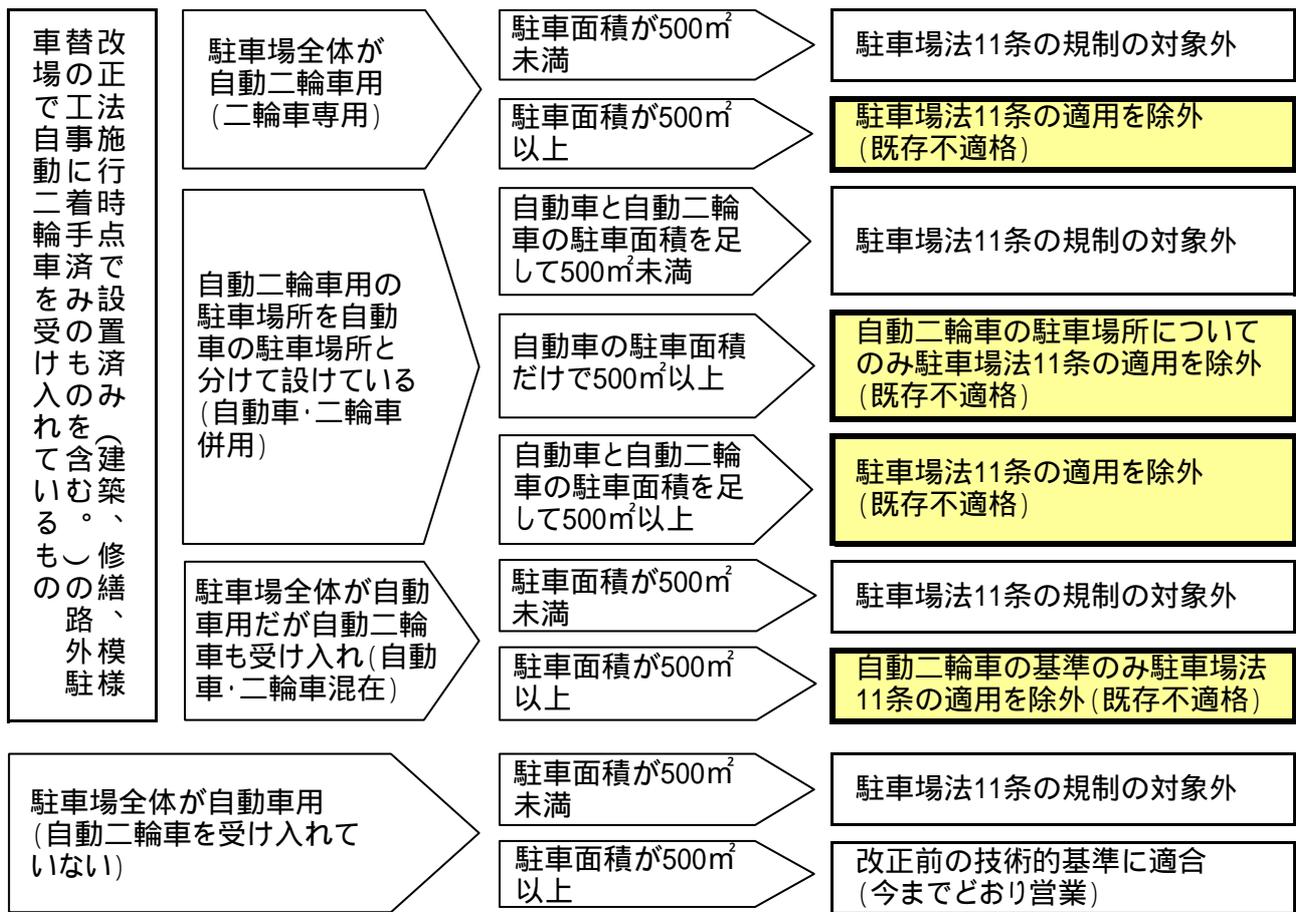


## 既存不適格に関する経過措置



### 自動車

道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のもの。

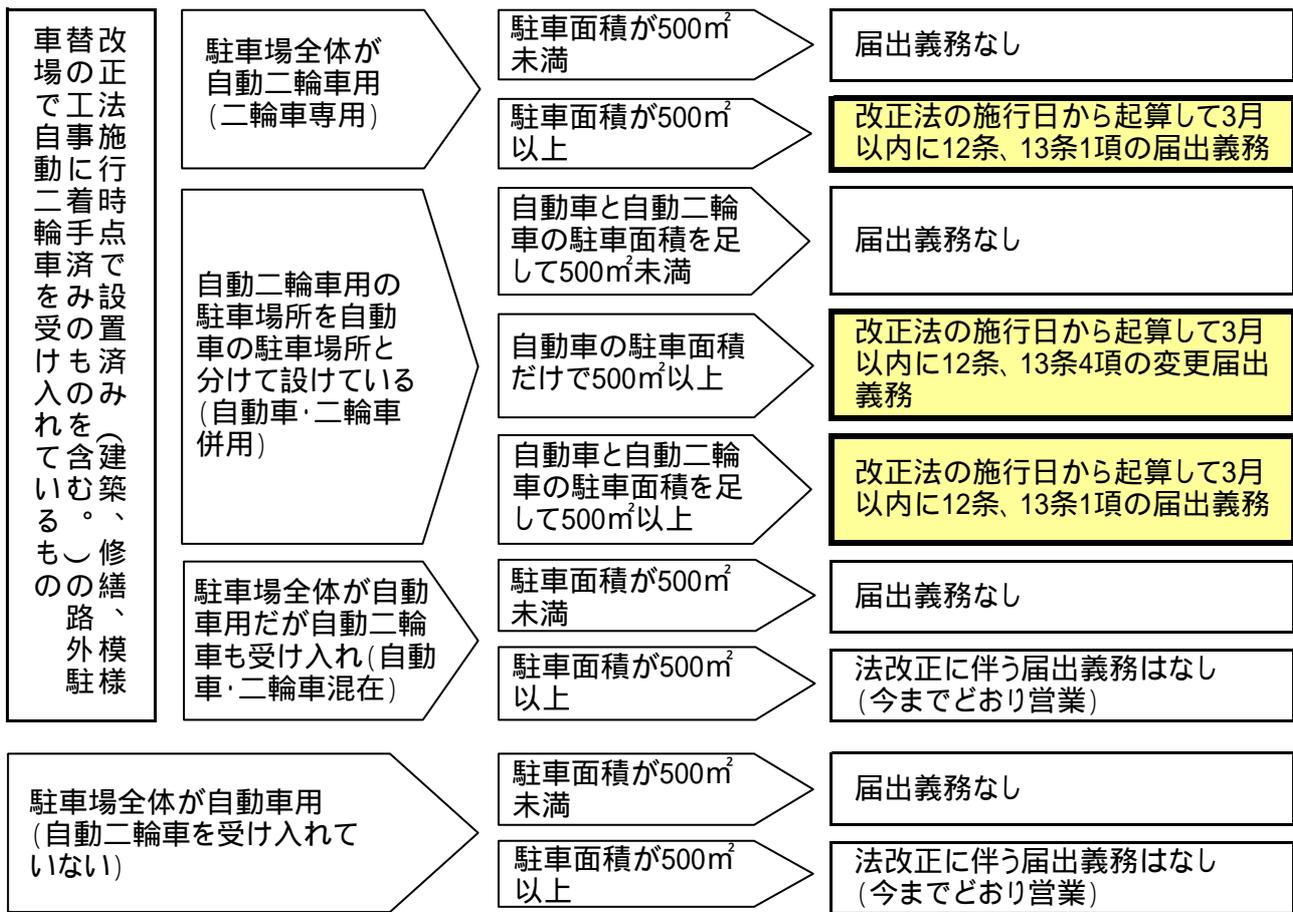
### 既存不適格に関する経過措置の期限

改正法施行時点で設置済み(建築、修繕、模様替の工事に着手済みを含む。)の路外駐車で自動二輪車を受け入れているものについて、改正法の施行後に増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替を実施。

新たな技術的基準に適合

駐車場法11条による基準適合義務の適用

## 届出に関する経過措置



### 自動車

道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のもの。

### 届出に関する経過措置の期限

改正法の施行日から起算して3月以内に12条及び13条の届出をする義務。

3月を経過しても必要な届出をしない場合

駐車場法22条に定める罰則の適用対象  
(50万円以下の罰金)